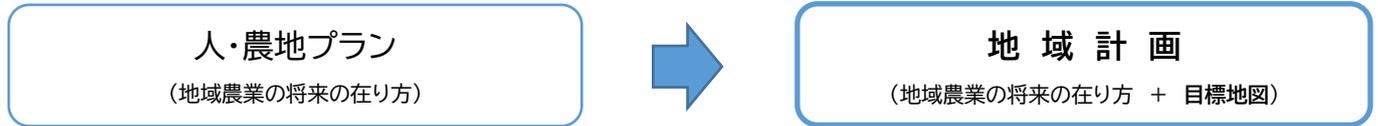


地域計画について

令和5年4月に「人・農地プラン」を法定化する改正農業経営基盤強化促進法が施行され、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を策定することが定められました。

地域計画では10年後の農地の利用者を農地ごとに明確にする目標地図も作成し、農地バンク（農地中間管理機構）を通じた農地の集約化などを推進することとされています。



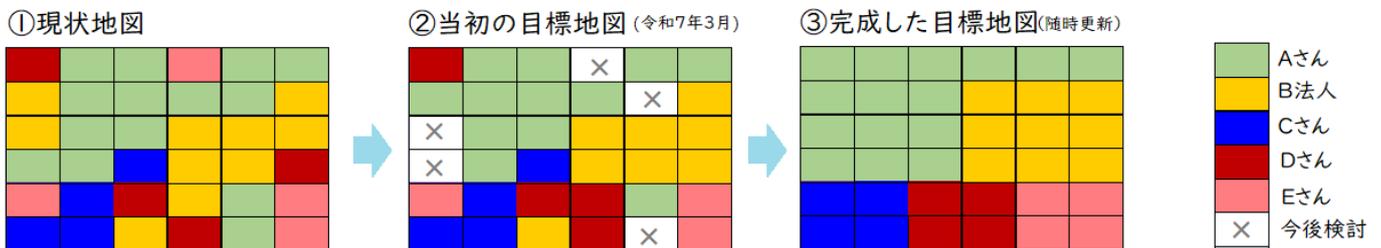
農地バンク（農地中間管理機構）とは？

都道府県知事が指定する農地バンク（農地中間管理機構）が、地域計画（目標地図）に位置付けた受け手に対して、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸付けする事業です。

目標地図について

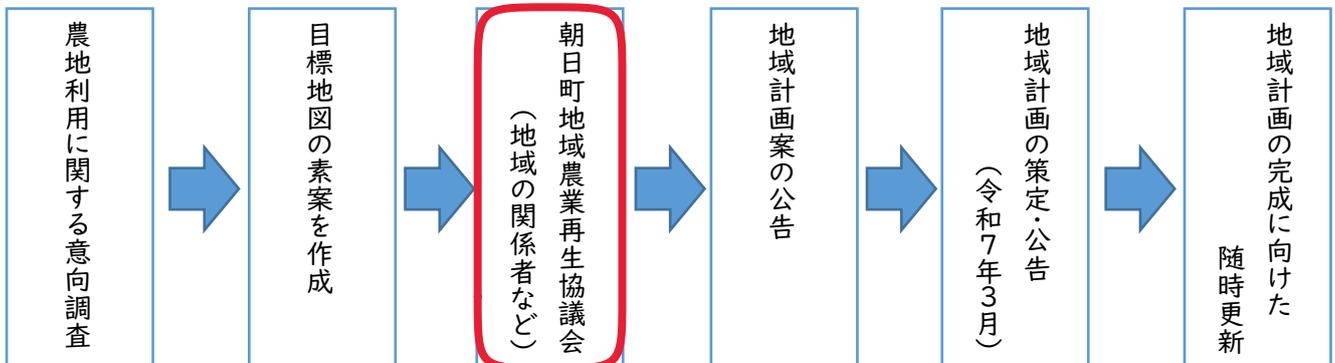
当町の実情を考慮し、本調査では町内の農業振興地域内の農用地区域の農地について、現在の耕作状況や所有者と耕作者の意向をもとに、農業委員会が将来の耕作者の色分けを示した地図（目標地図の素案）を作成します。その地図を各地域の話し合いで確認していただき、目標地図を完成に近づけます。

10年後に誰が耕作するのかを決定することができない場合、当初の目標地図(②)では「今後検討」としておくことも可能です。ひとまず、おおまかな地図を作成し、毎年行う話し合いの中で随時調整していくことで、目標地図を少しずつ完成形(③)に近づけていきます。



地域計画(目標地図)の策定の流れ

当町では、次のような流れで地域計画を策定する計画です。



朝日町地域農業再生協議会とは？

経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とした団体です。